

沖縄県情報システム基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条 沖縄県情報システム基本方針（以下「基本方針」という。）は、情報システムのあり方、外部発注及び推進体制に関する基本方針を示すことによって、全庁的・長期的視点で情報システムの目的・目標を設定し、導入・運用にあたっての費用や人員等の資源及び管理上の危険性を最小化するために定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この基本方針が対象とする行政組織の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）に規定する本庁機関及び出先機関
- (2) 沖縄県議会事務局規程（昭和47年5月15日議会訓令第1号）に規定する議会事務局
- (3) 沖縄県労働委員会事務局組織規則（昭和47年5月15日規則第67号）に規定する労働委員会事務局
- (4) 沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和47年5月15日人事委員会規則第2号）に規定する人事委員会事務局
- (5) 沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和60年3月30日監査委員告示第2号）に規定する監査委員事務局
- (6) 沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年5月15日公安委員会規則第2号）に規定する警察本部、警察学校及び警察署
- (7) 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年5月15日教育委員会規則第1号）に規定する教育庁及び教育機関

(適用対象)

第3条 この基本方針が対象とする情報システムとは、前条の組織において導入または運用するコンピュータ（ハードウェア及びソフトウェア）やネットワークを利用したシステムをいい、システム全体のみならず、分離調達やサービス調達する場合を含むものとする。ただし、実施方針や仕様を示す主体が県でないものを除く。

(手続き等)

第4条 この基本方針を推進するため、情報システムのライフサイクルにおける各工

程で必要な考え方、運用上の手続き、実施事項等の詳細を示した「沖縄県情報システムガイドライン」を定めるものとする。

第2章 業務・システムの基本方針

(業務の標準化・効率化)

第5条 情報システムの導入にあたっては、現状業務の把握とともに問題点を分析し、その目的を明確にしなければならない。また、業務範囲、役割分担、手順等の見直しを行い、業務の標準化、効率化を進め、行政運営の効率化と費用の削減を図らなければならない。

(全庁的・長期的な視点)

第6条 情報システムの導入にあたっては、データ体系の標準化、システムや運用の統合、共通する業務基盤の整備や活用、システム間の連携確保等、全庁的かつ長期的な視点でシステムのあり方を検討し、効率性、有効性の高いシステムを実現しなければならない。

(採用技術の標準化)

第7条 情報システムで採用する技術は、調達における競争性の確保と、拡張性、柔軟性、外部提供サービスにあたっては県民の利便性を確保するために、極力標準的な技術、公開された技術を採用するとともに、別に示される技術指針との整合性を確保しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第8条 情報システムのライフサイクルにおけるすべての工程において、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び対策基準をはじめ、その他組織に適用されるセキュリティポリシー等に従って、情報セキュリティ水準の確保、向上に取り組まなければならない。

第3章 外部発注の基本方針

(調達単位と調達先選定方法の適切な設定)

第9条 情報システムの外部発注にあたっては、品質の確保と同時に競争性を確保するため、工程や対象の分離等合理的な調達単位を設定するとともに、その規模や内容に応じて適切な調達先選定方法を採用しなければならない。

(仕様の明確化)

第 10 条 情報システムや運用・保守の仕様については、あいまいな表現を排除し、発注先に対し、要求事項を漏れなく適切に示すことができるよう定義しなければならない。

(ライフサイクルコストの管理)

第 11 条 情報システムの設計、開発から廃止に至るすべての工程を対象とした費用の管理を行うことにより、長期的な視点で費用の削減を図るとともに、次の更新を踏まえた知的財産権の扱いや格納データの抽出を考慮しなければならない。

(品質の管理)

第 12 条 情報システムや運用・保守の調達にあたっては、費用面だけでなく、品質についても総合的に評価するとともに、開発にあたってのプロジェクト管理の徹底、運用にあたってのサービス水準の管理といったシステムやサービス品質の確保と継続的な向上を図る仕組みを導入し、情報システム及びサービスにおける有効性、信頼性、効率性、保守性の確保に努めなければならない。

第4章 推進体制の基本方針

(マネジメント体制の確立)

第 13 条 情報システムの導入や運用を確実に実施するため、各工程における責任と役割分担を明確にし、十分なマネジメント体制を確立しなければならない。

(職員の育成・スキルの継承)

第 14 条 有効性、信頼性、効率性、保守性の確保された情報システムの導入を進め、継続した安定運用を行っていくために、職員の育成とスキルの継承を推進しなければならない。

第5章 附則

この方針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。